

議案第 11 号

橋本市文教施設等維持管理基金条例について

橋本市文教施設等維持管理基金条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市文教施設等維持管理基金条例

(設置)

第 1 条 文教施設等の維持管理に要する資金に充てるため、橋本市文教施設等維持管理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「文教施設等」とは、市が設置する公民館その他の文教施設、社会体育施設等で規則で定めるものをいう。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 7 条 基金は、文教施設等の維持管理に係る費用で規則で定めるものに充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。